

産業廃棄物収集運搬業許可(千葉県)の更新の御案内

◆ 更新許可申請について

①申請の受付は**予約制**です。予約の受付は随時行っております。

平成23年3月「東日本大震災」の発生による特別措置により、令和3年8月31日許可期限の方が大変多くなっていることから、更新手続きが混雑することが予想されます。

このため、許可期限が令和3年4月1日から8月31日までの方は許可期限の4ヶ月前の月から更新手続きができますので、更新をされる方は、お早めに予約をお願いいたします。(予約は4ヶ月以上前からできます。)

申請の詳細→[検索]千葉県産業資源循環協会ホームページ⇒許可の手続き

*千葉県ホームページへのリンクがあります。

②許可申請には、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(収集・運搬課程)」を修了している必要があります。

(修了証の有効期間…更新2年・新規5年)

講習会の詳細→[検索]日本産業廃棄物処理振興センター

申請の予約及び相談窓口

(一社)千葉県産業資源循環協会 事務局

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 ｽﾞﾓﾄ第一生命ビルディング 5階

TEL 043-239-9921 (申請予約)